税務訴訟資料 第267号-68 (順号13017)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 国家賠償請求上告受理事件 国側当事者・国

平成29年4月27日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成28年11月18日判決、本資料266号-158・順号12936)

(第一審・神戸地方裁判所豊岡支部、平成●●年(○○)第●●号、平成28年3月11日判決、本資料266号-45・順号12823)

決 定

申立人有限会社A

同代表者代表取締役 甲

申立人

上記両名訴訟代理人弁護士 木下 和茂 ほか

相手方 国

同代表者法務大臣 金田 勝年 同指定代理人 市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年4月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山口 厚

裁判官 池上 政幸

裁判官 大谷 直人

裁判官 木澤 克之